

災害対応等ロボット導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ロボット関連産業の集積を図るため、県内で製造又は開発された災害対応等ロボットを導入し、自ら使用する県内外事業所等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「災害対応等ロボット」とは、災害対応ロボット、廃炉・除染ロボット、インフラ点検ロボット、無人航空機、重量物を運ぶための装着型ロボット、教育ロボットをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、別表第一に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第二に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、県内で利活用する災害対応等ロボットを導入する県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主（農業林業漁業に従事する者に限る）に交付するものとする。

2 補助額は、補助対象経費に別表第三に掲げる補助率を乗じ、予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、別表第三に掲げる額を補助限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出するものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 申請者は、前条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助金の額に増

加がなく、かつ別表第2に掲げる経費において、20%以内の変更である場合をいう。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、第4条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、第5条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号を知事に提出しなければならない。

(事故の報告)

第9条 規則第6条第1項第3号の規定に該当する場合においては、速やかに様式第3号を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第15条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、

又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第12条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、様式第4号を知事が定める日までに提出しなければならない。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに様式第5号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第13条による実績報告は、様式第6号により補助対象事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 補助事業者は前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 16 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付を受けるべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第 7 号を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- (2) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (3) 補助事業者が第 8 条に基づく補助事業の中止又は廃止を申し出たとき。
- (4) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (5) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (6) 補助事業で導入したロボットを本事業の趣旨に外れて使用した場合。
- (7) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 補助事業者又はその代理人若しくは使用人等に不正、怠慢、その他不適當な行為があったとき。

イ 役員等（補助事業者の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。なお、暴力団員には暴力団での構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者も含む。

- ウ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第2号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第8号を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 3 第2項に基づく返還の規定については、第15条第3項の規定を準用する。

（財産の処分の制限）

第19条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第9号を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助

金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(実施結果の報告)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により導入した災害対応等ロボットを有効に使用するよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度終了後 3 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度については、補助事業実施年度も含む）の補助事業により導入した災害対応等ロボットの使用状況について、様式第 10 号を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第 23 条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正副 1 部とする。

(補則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

別表第一（補助対象事業）

事業の区分	事業の内容
災害対応等ロボット導入事業	<p>県内に生産拠点等を有する企業が製造又は開発した災害対応等ロボットを県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主（農業林業漁業に従事する者に限る）が、県内の活動現場に導入し、自ら使用する事業。</p> <p>なお、本事業におけるロボットとは、センサー系、知能・制御系、駆動・構造系の要素技術を有する知能化した機械システムとする。</p>

別表第二（補助対象経費）

経費の区分	経費の内訳	
機械装置費	ロボット機器導入	補助事業を行うために直接必要な災害対応等ロボットの購入に要する経費
	附帯的機器導入	<p>補助事業を行うために直接必要な災害対応等ロボットに附帯する機器の購入に要する経費</p> <p>※ただし、メーカー推奨機器等、災害対応等ロボットと一括購入する場合に限る。</p>

※補助対象経費のうち、附帯的機器導入の額は、ロボット機器導入の額を上限とする。

別表第三（補助率及び補助限度額）

事業者の区分	補助率	補助限度額
県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主（農業林業漁業に従事する者に限る）	1/2 以内	1500 万円

※ただし、同一ロボットに関する補助額は、合計 1,500 万円までとする。

様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金交付申請書
平成 年度において、下記のとおり災害対応等ロボット導入事業を実施したいので、
災害対応等ロボット導入事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金を交付して
くださるよう申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

- 様式1-1 災害対応等ロボット導入事業費補助金申請者概要
- 様式1-2 災害対応等ロボット導入事業費補助金事業計画説明書
- 様式1-3 災害対応等ロボット導入事業費補助金収支明細書

2 補助事業の開始及び完了予定日

交付決定日 ～ 年 月 日

3 補助金交付申請額

金 円

様式第1-1号（第4条関係）

年 月 日

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金申請者概要

1 申請者

(1) 本社もしくは事業主

名称（ふりがな）	
所在地（本社）	
代表者 役職 氏名（ふりがな）	
従業員数	
資本金	

(2) 県内事業所（県外に本社が所在する場合のみ記載してください）

事業所名称（県内）	
事業所所在地（県内）	
事業所従業員数	

2 担当者

所属	
所属住所	
担当者1 役職 氏名（ふりがな）	
電話番号 FAX	
E-mail	

担当者 2 役職 氏名 (ふりがな)	
電話番号 FAX	
E-mail	

※該当しない項目がある場合は、記載しなくてもよいものとします。

3 決算状況 (直近 2 期分)

(単位: 円)

区分	年 月期	年 月期
売上高		
営業利益		
経常利益		
当期利益		

様式第 1 - 2 号 (第 4 条関係)

年 月 日

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金事業計画説明書

1 補助事業の概要

--

2 補助事業の内容

(1) 導入する災害対応等ロボット

災害対応等ロボットの名称	
附带的機器の名称 (該当する場合のみ記載)	

(2) 災害対応等ロボットの製造者

事業者の名称 (ふりがな)	
所在地 (本社)	
災害対応等ロボットの製造拠点の名称 (ふりがな)	
所在地 (災害対応等ロボットの製造拠点)	
担当者 役職 氏名 (ふりがな)	
電話番号 FAX	
E-mail	

(3) 災害対応等ロボットの開発者

事業者の名称 (ふりがな)	
所在地 (本社)	
災害対応等ロボットの 主要開発拠点の名称 (ふりがな)	
所在地 (災害対応等ロボットの 主要開発拠点)	
担当者 役職 氏名 (ふりがな)	
電話番号 FAX	
E-mail	

(注) 補助の要件として、以下のいずれかを満たす必要があります。

- ・ (2)における災害対応等ロボットの製造拠点(最終的な組み立て(軽微なものである場合を除く)を行う事業所)が県内に所在すること
- ・ (3)における災害対応等ロボットの開発者の本社及び災害対応等ロボットの主要開発拠点が県内に所在すること

(4) 導入場所

名称 (ふりがな)	
導入場所所在地	

(5) ロボットの活用方法

--

(6) 期待される導入効果

--

3 事業スケジュール

--

(注) この計画書には、その他県が指示する書類を添付すること

様式第 1 - 3 号 (第 4 条関係)

年 月 日

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金収支明細書

1 収入の部

(単位：円)

	予算額	金額の内訳
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請		
合計		

※補助金申請の**予算額欄**は、千円未満を切り捨てて記入してください。

2 支出の部

(単位：円)

		単価	個数	経費全体額	補助対象額	補助申請額	金額の内訳
機 械 装 置 費	ロボット機 器導入						
	附帯的機器 導入						
小計							
消費税及び地方消費税							
合計							

※補助申請額小計・合計欄は、千円未満を切り捨てて記入してください。

※金額の内訳欄は、**積算の根拠を具体的かつ詳細に**記入してください。欄が不足する場合は、別紙（任意で可）となっても構わないので、正確に記入してください。

※本年度の事業実施期間に支出するものについて記入してください。

※必ず単価を記入するようにしてください。

様式第2号（第8条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書
平成 年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条の規定により、承認して
くださるよう申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容	理由及び補助対象事業に及ぼす影響

様式第2-1号（第8条関係）

年 月 日

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金変更収支明細書

1 収入の部

（単位： 円）

	変更前	変更後	変更後の金額の内訳
自己資金			
借入金			
その他			
補助金申請			
合計			

※補助金申請の**予算額欄**は、千円未満を切り捨てて記入してください。

2 支出の部

【変更前】

（単位： 円）

		単価	個数	経費全体額	補助対象額	補助申請額	金額の内訳
機械装置費	ロボット機器導入						
	附帯的機器導入						
小計							
消費税及び地方消費税							
合計							

【変更後】

（単位： 円）

		単価	個数	経費全体額	補助対象額	補助申請額	金額の内訳
機械装置費	ロボット機器導入						
	附帯的機器導入						
小計							
消費税及び地方消費税							
合計							

※補助申請額小計・合計欄は、千円未満を切り捨てて記入してください。

様式第3号（第9条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金事故報告書
平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助事業について、下記のとおり事故がありましたので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
平成 年 月 日付け（文書番号）
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の完了予定等

注： 事故の理由を立証する書類を添付してください。

様式第4号（第12条関係）

番 号
平成 年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金状況報告書
平成 年度災害対応等ロボット導入事業の実施状況について、災害対応等ロボット導入事業費補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

2 補助対象経費の区分別収支概要

		①交付決定額	②支出済額	増減 (②/① ×100)	明細
機械 装置 費	ロボット機 器導入				
	附帯的機器 導入				
小計					
消費税及び 地方消費税					
合計					

※すべての小計・合計欄に記載する額は千円未満切り捨てでご記入ください。

※「合計」以外は、税抜き額で積算してください。

※「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として必ず記載してください（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください）。

様式第5号（第13条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金事業完了報告書
平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

交付決定年月日及び番号	平成 年 月 日付け（文書番号）
交付決定額	円
開始年月日	
完了年月日	

様式第6号（第14条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金事業実績報告書

平成 年度において、下記のとおり災害対応等ロボット導入事業費補助事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、関係書類を添え、その実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円

- 2 補助金実績額
金 円

- 3 補助事業の成果
 - (1) 補助事業の成果報告書
第6号様式の別紙1のとおり
 - (2) 資金調達内訳及び経費の配分表
第6号様式の別紙2のとおり

注： 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、次の算式を明記すること。
補助金所要金額 － 消費税及び地方消費税仕入控除金額 ＝ 補助金実績額

第6号様式の別紙1

成果報告書

1 申請者名

2 補助事業期間

開始年月日 平成 年 月 日

完了年月日 平成 年 月 日

3 補助対象事業の結果

(実施内容と実績の説明)

※ 適宜、参考となる資料を添付してください。

第6号様式の別紙2

資金調達内訳及び経費の配分表

1 収入の部

(単位：円)

	決算額	内訳
自己資金		
借入金		
その他		
補助金交付額		
合計		

2 支出の部

(1) 総括表

(単位：円)

	補助事業に要した 全体経費額実績	補助対象経費		補助金算定	
		計画額	実績額	計画額	実績額
機械装置費	ロボット 機器導入				
	附帯的機 器導入				
小計					
消費税及び地方消費税					
合計					

※ 補助金算定の合計額は、当初申請と実績額のいずれも千円未満を切り捨てて記入してください。

※ 「計画額」について、変更承認申請を行った場合は変更後の計画額を記載してください。

(2) 支出内訳書

件名	単価 (円)	数量	金額 (円)	契約日	納品日	支払日	取引 相手先
合計							

※ ロボットの導入に係る見積書、注文書、請書、納品書、請求書、領収書、預金通帳の写し等を添付してください。なお、当てはまらないものがある場合は、添付しなくともよいものとします。

様式第7号（第16条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金精算払請求書
平成 年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった災害対応等ロボット導
入事業費補助金について、下記のとおり金 円を請求します。

記

1 精算払請求金額

金 _____ 円

2 請求金額の算出内容

補助金交付決定額	円
今回請求額	円
残額	

3 振込先

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義人

様式第 8 号（第 18 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金消費税額及び
地方消費税額の額の確定に伴う報告書
災害対応等ロボット導入事業費補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

（知事が確定した額。特に通知がない場合は、実績報告の額）

円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除額

円

4 補助金返還相当額（3－2）

円

注： 別紙として積算の内訳を添付してください。

様式第9号（第19条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金取得財産処分承認申請書
平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助事業により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 品目

2 取得価格及び時価

3 取得年月日

4 処分の方法

5 処分の理由

6 処分予定価格

注： 添付書類は、別途指示することがあります。

様式第 10 号（第 22 条関係）（使用状況報告書）

番 号
平成 年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名 印

平成 年度災害対応等ロボット導入事業費補助金使用状況報告書
平成 年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった災害対応等ロボット導入事業に
おける平成 年度の使用状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の開始及び終了年月日
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 2 災害対応等ロボット使用の現況、課題及び今後の計画